

## 矢巾町における人・農地プランの取組状況(平成30年3月26日更新分)

地域 番号	プランの主な概要			中心経営体			担い手の 確保状況	将来の農地利用のあり方					農地中間管理機構の活用方針			
	協議の場を設けた 区域の範囲	公表日	直近の 更新日	経営体数				担い手に集 積・集約化	担い手の分 散錯圃を解 消	新規参入を 促進して、 新規参入者 に集積・集 約化	耕作放棄地 を解消	その他	地域の農地 所有者は、 原則として 農地中間管 理機構に貸 し付け	農業をリタ イア・経営 転換する人 は、原則と して農地中 間管理機構 に貸し付け	担い手の分 散錯圃を解 消するため 利用権を交 換しよう とする人は、 原則として 農地中間管 理機構に貸 し付け	その他
				法人	個人	集落営農										
1	高田	H30.4.1	H30.3.26	0	7	1	—	○			○			○		
4	東徳田第1	H30.4.1	H30.3.26	0	3	1	十分確保	○						○		
5	東徳田第2	H30.4.1	H30.3.26	2	0	0	—	○						○		
7	間野々第2	H30.4.1	H30.3.26	0	10	1	十分ではない	○						○		
12	下赤林	H30.4.1	H30.3.26	1	3	0	十分ではない	○			○		○	○		
13	広宮沢	H30.4.1	H30.3.26	2	4	1	十分ではない	○		○				○		
21	下北	H30.4.1	H30.3.26	2	3	0	十分確保	○	○				○	○	○	
22	三矢巾	H30.4.1	H30.3.26	2	0	0	十分確保	○			○		○	○		
26	岩清水	H30.4.1	H30.3.26	1	1	2	いない	○			○		○	○		

※上記については、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項の規定により公表する参考様式2の内容を一覧にまとめたものです。